

令和7年度 定期監査の結果（概要版）

【議会事務局】

【監査の対象】

白石市議会事務局の令和5年度及び令和6年度（令和7年3月末日分迄）の事務事業執行状況について

【監査の実施日】

令和7年4月23日

【監査の場所】

監査委員事務局

【監査の主眼及び方法】

令和5年度及び令和6年度（令和7年3月末日分迄）に係る所管事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務と一般事務の処理状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

【監査委員の除斥】

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、四竈英夫監査委員を除斥としました。

【監査の結果】

白石市議会事務局規程に基づく議会事務局の財務に関する事務の執行及び一般事務等に係る事務事業については、おおむね適正かつ効率的に管理執行されていると認められた。

なお、監査結果の概要については、次に述べるとおりである。

(1)職員構成

令和7年3月末日現在における職員の配置状況は次のとおりである。

区分	参事兼局長	次長	係長	主事	合計
総括	1	1			2
総務係			(兼1)	[併任3]	[併任3] (兼1)
議事係			(兼1)	1	1 (兼1)
調査係			1	(兼1)	1 (兼1)
合計	1	1	1 (兼2)	1 [併任3] (兼1)	4 [併任3] (兼3)

※総務係主事は総務課と併任。

(2)財務事務

①予算の執行状況

令和7年3月末日現在における予算の執行状況は、適正かつ計画的に執行されていると認められた。

②会計事務

会計事務については、財務規則等に基づきおおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 文書管理等

文書管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(4) 服務管理等

出勤簿、年次有給休暇簿等の諸帳簿の管理及び記帳整理については、おおむね適正に管理、整理されていると認められたが、一部に不備な点が見受けられたので改善を求めた。

(5) 一般事務

全体的におおむね適正に処理されていると認められたが、一部に不備な点が見受けられたので改善を求めた。